

第1章 広域緑地計画の目的と役割

1 広域緑地計画の目的

三重県広域緑地計画は、県全域を対象とした広域的な見地から、県における緑地等の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするものです。

また、多様な主体が取り組むための基本的な考えを示し、市町が策定する「緑の基本計画」の指針として活用されるものです。

【広域緑地計画とは】

都市緑地法運用指針において、「都市住民の活動、行動が広域化している今日、都市における緑のあり方を定める場合、一の市町村の範囲を超えた広域の見地から検討を行うことも必要である。この場合、都道府県は地域の実情に応じて必要な緑地の保全及び緑化の推進に関する計画を都道府県の広域緑地計画として定めることも考えられる。」とされています。

【緑の基本計画とは】

「緑の基本計画」は、市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置として、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するための計画であり、都市緑地法第4条において「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」と規定されています。

2 広域緑地計画の位置付け

三重県広域緑地計画は三重県都市マスタープランと整合し、緑の基本計画の指針として位置付けられ、その関係図を以下に示します。

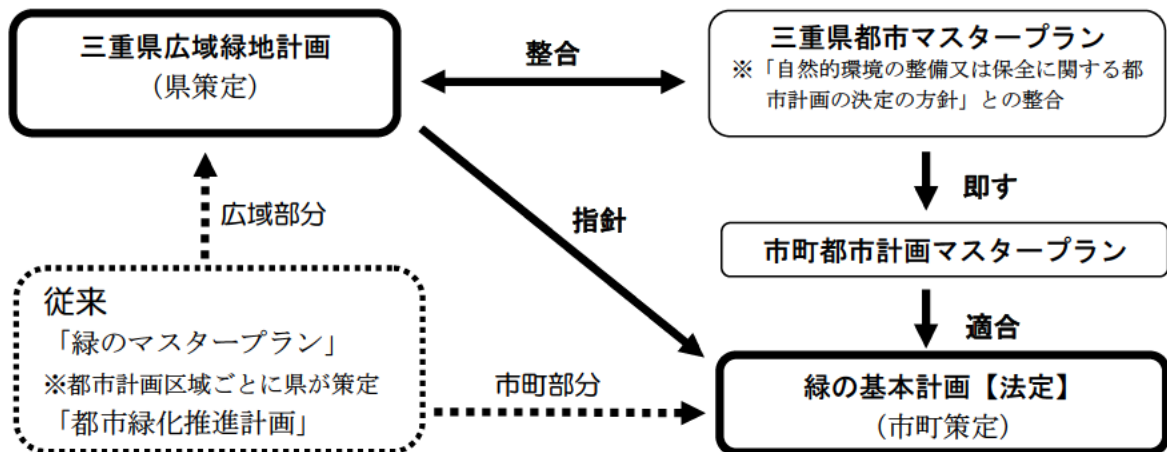


図 1.1 広域緑地計画と緑の基本計画等との関係

また、三重県広域緑地計画のフレームを以下のとおりとします。

- (1) 計画期間：平成 32 年度（2020 年度）を目標年次とし、おおむね 10 年間の計画とします。
- (2) 対象区域：三重県全域を対象とします。
- (3) 将来人口：1,779,000 人（平成 32 年（2020 年））とします。（国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を採用）
【平成 17 年国勢調査による三重県人口：1,866,963 人】

3 改定の趣旨

(1) 現行計画

県では、平成10年(1998年)3月、各市町が「緑の基本計画」を策定する指針となる「三重県広域緑地計画」(以下、現行計画)を策定しています。

現行計画では、三重県は自立都市分散型県土を形成し、それぞれの都市が近郊に豊かな自然を有していることから、その構造を維持し、身近な自然の維持・形成や自然と都市の結びつきを強化する地域づくりを目指しています。

ここでの自立都市分散型県土とは、自然資源が希薄な大都市と対比して、身近な生活圏での豊富な自然や都市の利便性、拠点性、自立性を有した中規模都市が県土に分散している状況を指しています。そして、この自立都市分散型県土を念頭に広域的な緑地のあり方を示す基本理念と基本方針、緑地配置構想が、次のとおり策定されています。

基本理念；里山と水系に支えられた生態環境都市の創造

平野の都市、盆地の都市、海辺の都市、山・海の都市、それぞれの身近な自然環境を保全・活用し、個性を失うことのない魅力ある地域づくりを展開する。

【里山とは…】

三重県自然環境保全条例第30条に、里地里山は「多様な動植物が生息し、又は生育する良好な自然環境を形成することができる」と認められる市街地若しくは集落地又はこれらの周辺の地域にある樹林地、農地、湿地等の存する区域」と定義されています。

この定義のように「里地里山」は、奥山等の原生的自然に対し、人が利用してきた(いる)地域の樹林地、農地、湿地等の総称として捉えられ、そのうち、竹林やスギ・ヒノキ植林等も含めた2次林をここでは「里山」と呼んでいます。(2次林；伐採、山火事等により森林が破壊された後に成立した樹林地)

しかし、現在の「里山」は、かつての生産や経済活動の場としての価値は薄れ、良好な自然環境を形成する区域として捉えられています。さらに、地球温暖化防止や生物多様性保全等の地球環境問題への関心の高まりとともに、低炭素都市の実現等、都市環境改善に重要な場として、その保全・再生が注目されています。

【生態環境都市のイメージ】

色々な生き物が共生し、行き来するための様々な環境条件(=生態環境)を有した都市(まち)をイメージしています。そこでは、山や海等の原生的な自然と直接、又は里山・水系を介してつながり、健全な水循環や色々な自然、豊かな生態系が維持されています。

基本方針；

「自然とのふれあい」：身近な日常生活空間(「生活創造圏」)における豊かな自然とのふれあいの場を維持、形成する。

「自然保護と開発の調和」：各種の開発は、自然との調和を最重要視しつつ推進し、自然に対する影響を緩和する手法を積極的かつ必須の配慮として導入する。

「歴史的、文化的、社会的特性の尊重」：様々な地域の歴史的資源、文化資源、社会特性を尊重し、個性的でユニークな環境づくりを推進する。

「美しい景観への配慮」：三重県景観形成指針(平成9年(1997年)3月)にしたがって、美しい自然景観を保全し、魅力ある都市景観を創造する。

緑地配置構想；

緑の視点から見た土地利用の基本的な考え方を示した土地利用構想と、都市計画区域を対象として自然的緑地^{※1}や施設緑地^{※2}の整備方針を示した緑地配置構想を策定しています。

※1：里地里山や海岸沿いの松林等、人為的につくられた公園・緑地等を除いたもの。

※2：「三重県広域緑地計画報告書（平成10年（1998年）3月：三重県）」において「河川区域内の緑地、農地、各種営造物の緑地、ゴルフ場、民有地緑地、工場緑地等は含まない」と定義される緑地。

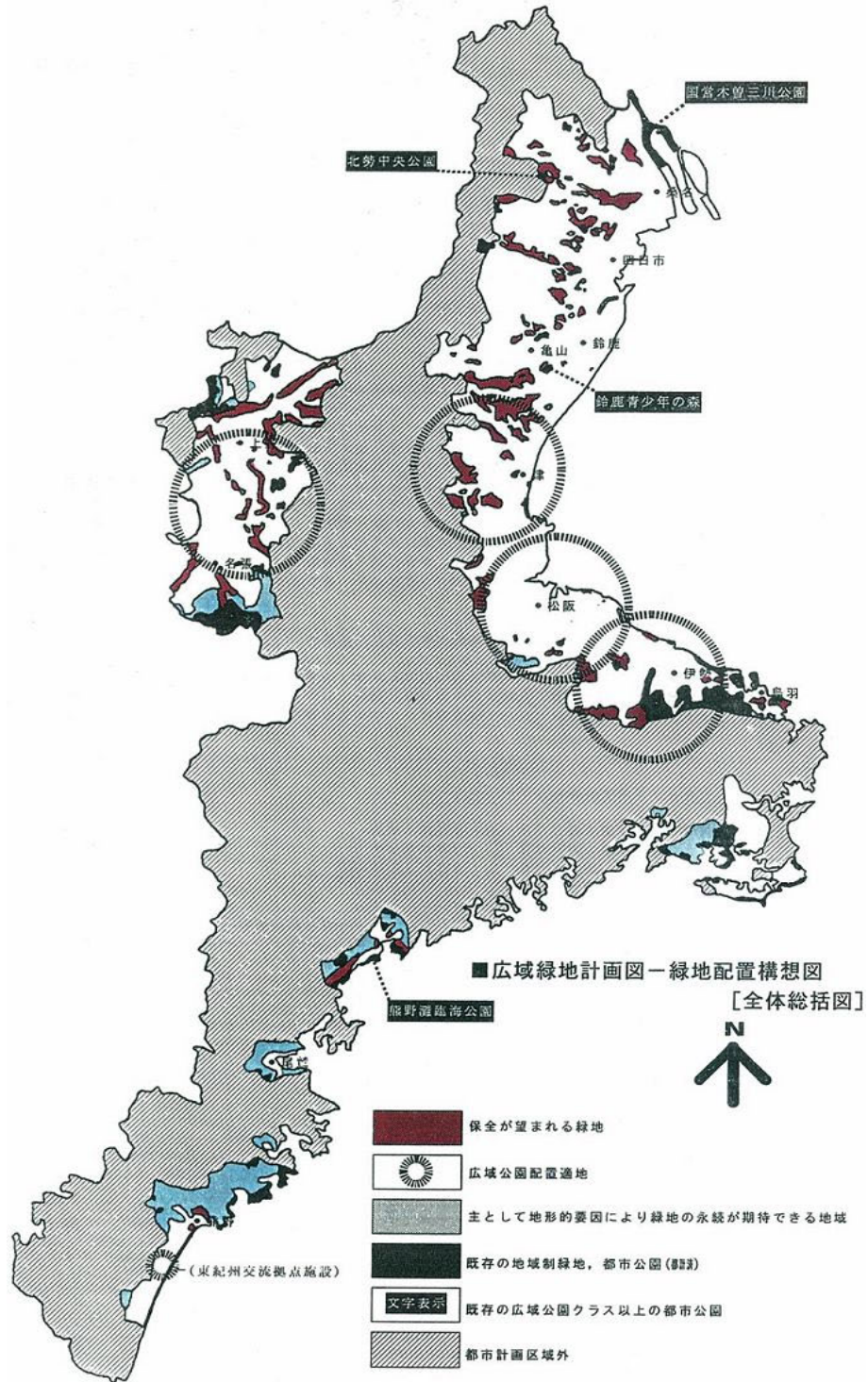


図 1.2 現行計画における緑地配置構想

(2) 改定の趣旨と観点

計画策定から10年が経過し、この間に景観緑三法の改正等をはじめとした法制度の変更や少子高齢化・人口減少化社会の到来等の社会情勢の変化、市町村合併等による各市町の将来都市像の変化等、緑地を取り巻く環境や位置付けについて再検討する必要性が生じています。また、合併市町村等における新たな「緑の基本計画」策定を促進していく必要があります。

そのため、近年の法制度の改正状況や社会情勢の変化、みどりの現状等を踏まえ、三重県広域緑地計画を改定します。また、改定にあたっては、現行計画を改善する観点として下記の点に留意します。

【みどりの質への着目】

みどりの保全や創出は、将来にわたり継続的な取組が重要であると考えます。そのためには、これまでの施設的、あるいは制度的な「量」や「規模」の目標に加えて、いかに総合的にみどりの機能を維持し、発揮させるかという「質」に着目した目標設定が必要だと考えます。

そのため、環境保全や景観形成等のみどりの機能を踏まえて、広域的なみどりのネットワーク形成に資するみどりを評価・抽出し、計画内容に反映させます。

【具体的な施策の方向付けと役割の明確化】

三重県広域緑地計画では、みどりの将来像とともに、それを実現するための施策の方向性を示す必要があります。また、実現のためには、県だけでなく、市町、住民、NPO、企業等の多様な主体がそれぞれの役割を担い、相互に連携、支援しながら総合的に進める必要があります。したがって、それぞれの役割を明確にしなが、具体的な取組を示す計画とします。

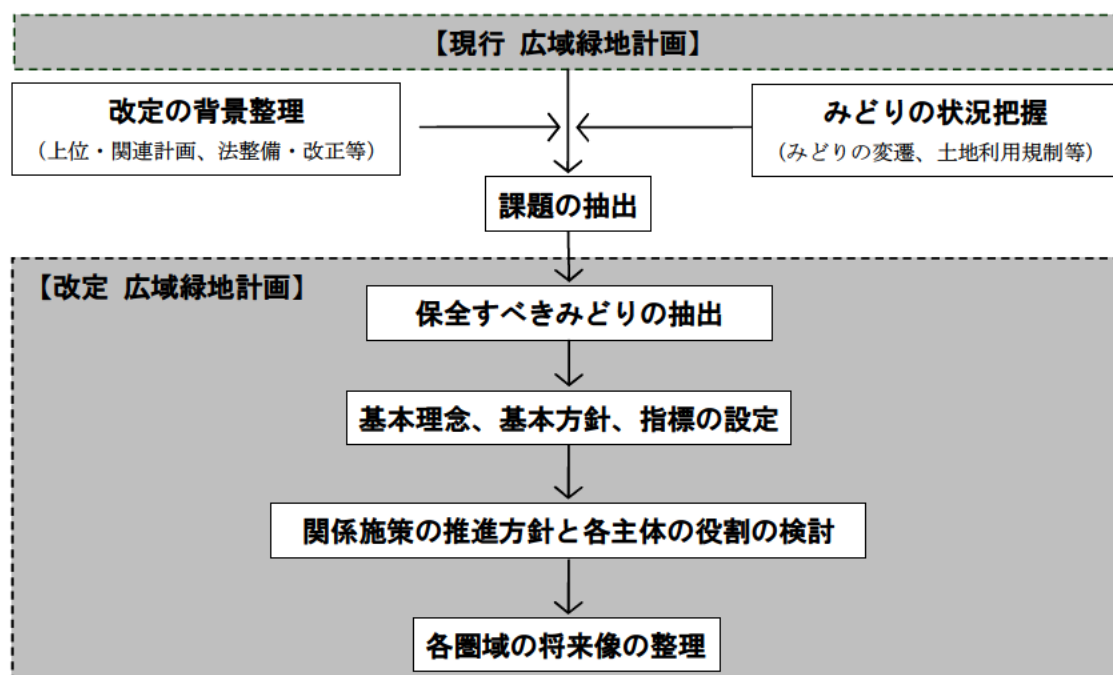


図 1.3 広域緑地計画の改定フロー

4 対象とする「みどり / 緑地」

本計画では、樹林地や水、農地、公園緑地、民有地のみどり等の様々な態様のみどりを柔軟かつ広範に捉えることとし、それぞれ、もしくは一体となって持つ環境や景観、防災、レクリエーション等の多様な機能に配慮した計画となるよう、図 1.4 に整理する“みどり”を定義し、対象としていきます。

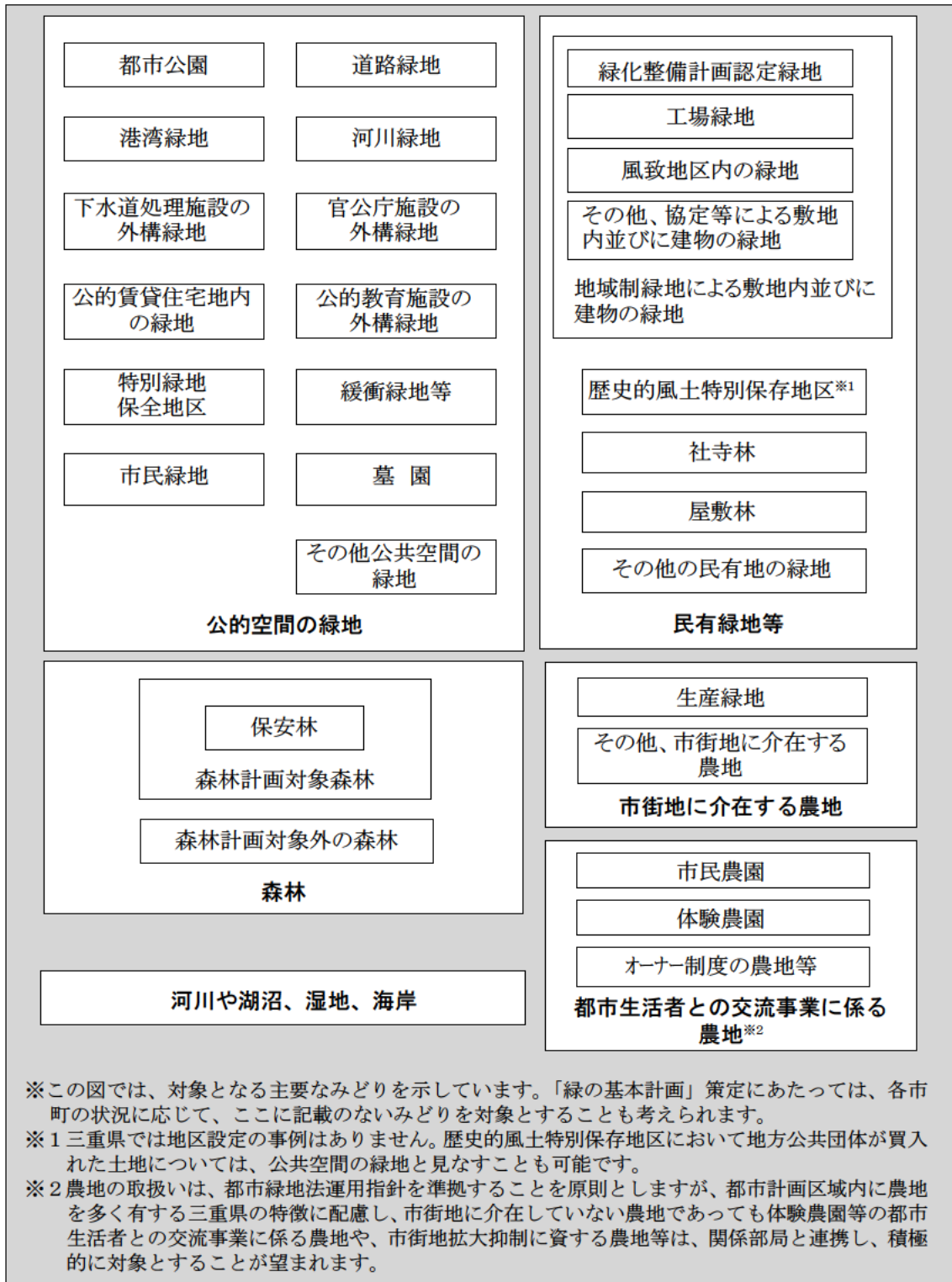


図 1.4 対象とするみどり

5 圏域区分

三重県は29市町からなり、そのうち、25市町に都市計画区域があります。

三重県都市マスタープランでは、広域的視点から調整を行う範囲として、県内を「北勢圏域」「中南勢圏域」「伊勢志摩圏域」「伊賀圏域」「東紀州圏域」の5つの広域都市圏に区分し、都市づくりの方向性について検討しています。

三重県広域緑地計画においても、一体的な都市活動があるエリアにおいて、広域的な視点で、地域の実状に応じて必要なみどりの保全や緑化推進を検討する必要があるため、「北勢圏域」「中南勢圏域」「伊勢志摩圏域」「伊賀圏域」「東紀州圏域」の5圏域に区分し、将来像の検討等を行います。

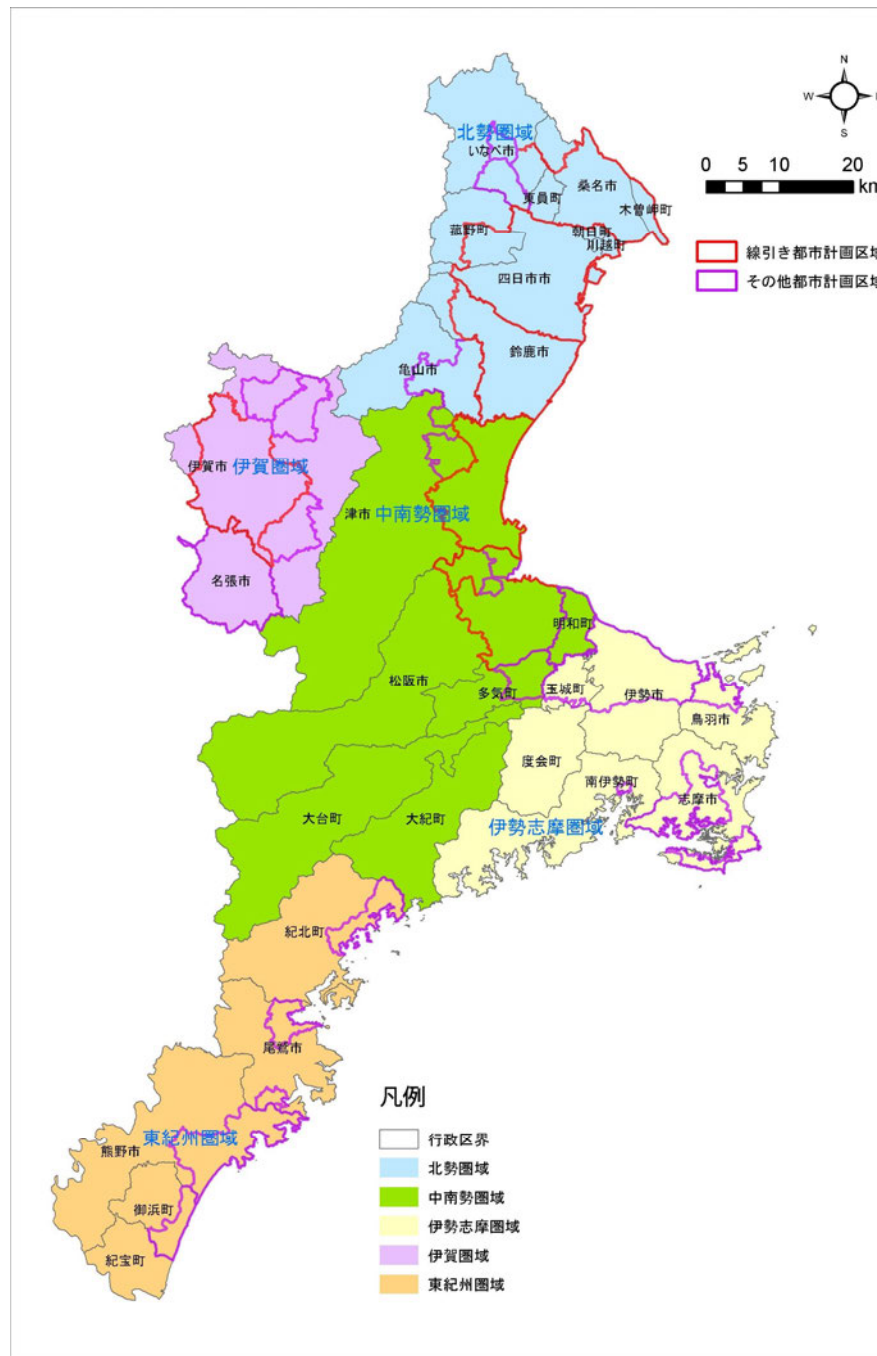


図 1.5 三重県の「5 圏域」